

令和6年度新発田市
地域おこし協力隊 募集要項



<道の駅加治川外観>

令和6年4月
新発田市観光振興課



新発田市
SHIBATA CITY



◆ はじめに ◆

新発田市（しばたし）は、県都新潟市に隣接する新潟県北部の都市で、面積533.10 km²、人口91,127人（令和6年2月末現在）を有しています。

北西には白砂青松と形容される美しい藤塚浜海岸が広がり、南東の山岳地帯には豊かな自然景観に恵まれた磐梯朝日国立公園、胎内二王子県立自然公園があります。かつて東洋一と言われた堤桜を有する加治川の水系によって潤う肥沃な土地が広がり、県内有数の良質米コシヒカリの産地でもあります。

江戸時代末期には10万石の城下町として栄え、現在は国の重要文化財となる新発田城や足軽長屋など、城下町の文化遺産をまちの随所にとどめています。

また、市の基幹産業である農業を活かした「稼げる地域づくり」を目指し、人のインバウンド（訪日外国人旅行）、物のアウトバウンド（米の輸出など）に取り組み、米の産地化や新発田牛、越後姫など特産品のブランド化など、「食」を活かした産業振興を進めています。

そのような中、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックや、国内では人口減少や高齢社会の進展は、ライフスタイルの変化や社会情勢の変遷、労働力の減少など、経済活動にも大きな影響を及ぼしています。

新発田市には、年間30万人の観光客が訪れる月岡温泉をはじめ、城下町としての歴史・文化や豊かな自然、食文化があり、それら資源を活かして持続的な地域づくりを図るためにDMO（観光地域づくり法人）を設立し、観光地の魅力を高めていながら地域経済の活性化に取り組んでいます。

農業では国内外でも需要が高まるオーガニック市場に対応するため、「オーガニック SHIBATA プロジェクト」を立ち上げ、有機米を中心とした有機農業を推進し、農業の高付加価値化や輸出など販路拡大に挑んでいます。

新発田市では、観光・商業・農林水産等の分野において、市内経済の起爆剤となるべく、地域資源の発信や誘客促進、さらにはアウトバウンドの発展に向けて、意欲的に活動していただける地域おこし協力隊を募集します。

『まちの賑わい創出』、『稼げる観光地づくり』を実現するため、一緒に取り組んでみませんか。



1 活動内容

市や関係機関（(一社)新発田市観光協会、道の駅加治川など）と連携し、現在ある観光資源のさらなる磨き上げや観光地域づくりの推進に努め、地域経済活性化につなげていくなど、観光振興に関する業務に取り組みます。

(1) 回遊観光につながる情報の収集・発信に関する活動

観光スポットや特産品、グルメ、店舗、イベント等の情報を自ら収集し、Instagramやホームページなどへ投稿

(2) インバウンド、アウトバウンドに関する活動

- ・インバウンド向けの観光PRや情報発信
- ・海外エージェントの視察対応、観光ガイド業務
- ・旅行商品の造成や旅行に関する企画、提案
- ・外国人向けに「オーガニック米」や「米オーナー制度」のPRや情報発信
※語学スキル（英語、中国語、各国語）優遇

(3) 販路拡大に関する活動

- ・加工品などの商品開発に向けた生産者と小売店、事業者同士のマッチング業務
- ・特産品などのPRイベントの企画や運営

(4) 道の駅加治川の運営に関する活動

- ・道の駅観光案内所の運営及び対応業務
(主に土・日曜日、祝日のピークタイム)
- ・道の駅で実施するイベントの企画、運営の補助
- ・公園広場の集客に向けたイベントやツアーなどの企画提案や関係者調整

着任される方には、新発田市の観光の盛り上げ役として活動してもらいます。また、活動を通じて業務に関連する資格取得も可能です。退任後はこれまでの経験やスキルが活かせる職種に就き定住することや、自己実現に向けて、さらにスキルアップを目指すこともできます。

様々な業界の方と仕事の機会がある「観光」部門だからこそ、活動は充実しています。「観光や旅行が好き」「まちづくりをやってみたい」など、探求心、向上心、行動力のある方をお待ちしています。

2 募集人員

1名

3 応募条件

下記(1)～(7)の条件をすべて満たす方に限ります。

(1) 3大都市圏内の都市地域または政令指定都市の都市地域に住民票があり、新発田市に住民票を異動させることを了承し、委嘱後速やかに住民票を異動することができる方

※3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県を指します。

※都市地域とは、条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美諸島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興特別措置法及び沖縄振興特別措置法で指定された地域）以外の地域を指します。

(2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

(3) 心身ともに健康な方

(4) 普通自動車運転免許（AT限定可）を有する方

(5) パソコンでワープロソフト、表計算ソフトを使用できる方

(6) SNSを活用して積極的な情報の受発信ができる方

(7) 日本語で十分な意思疎通を図ることができる方

○以下の能力をお持ちの方は優遇します。

- ・語学（英語、中国語、韓国語）
- ・旅行業取扱管理者資格
- ・旅行会社勤務経験者
- ・ガイド業務経験者

○協力隊に求める人物像

- ・活動内容以外に、自ら課題を見つけ、解決に向けて、意欲的かつ積極的に取り組める方（フリーミッション型）
- ・観光振興に深い熱意を有し、自ら情報を収集し、主体的に業務を遂行できる方
- ・地域の特性や風習を尊重し、円滑にコミュニケーションが図れる方
- ・地域住民とともに地域活性化に取り組み、地域を元気にする意欲のある方
- ・積極的に企画・提案・実施ができ、求められた業務に対して誠実に取り組める方
- ・行事参加や夜間の会議出席など、不規則な職務に対応できる方

4 活動時間

1 週間当たり 35 時間とします。

※1 1 日 7 時間、週 5 日勤務（週休日は要相談、土日勤務有）

※2 勤務時間は 9 時～17 時

5 隊員の身分及び任用期間

(1) 新発田市会計年度任用職員として、市長が任用します。

(2) 任用期間は、任用日から令和 7 年 3 月 31 日までとします。年度ごとに任用し、最長 3 年まで更新する場合があります。

※任用日は、隊員候補者と市が協議したうえで決定した日とします。

※職務怠慢や非行など、隊員としてふさわしくないと判断された場合は、任用期間中であっても免職等の懲戒処分を受ける場合があります。

6 報酬

月額 180,103 円

※その他、賞与、予算の範囲内において時間外手当が支給されます。

7 待遇・福利厚生

(1) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。報酬から健康保険、厚生年金保険、雇用保険の本人負担分が差し引かれます。

(2) 住居は新発田市内の住居に入居していただき、住居費用の一部を助成します。

(3) 活動用車両（軽自動車）、携帯電話、パソコンを貸与します。

(4) 市または観光協会が定期的に協力隊員向けのフォローアップ研修を開催し、スキルの向上や日常の活動における相談事に応じます。

8 応募方法

(1) 提出書類

- ① 「新発田市地域おこし協力隊応募用紙」(本要項6、7ページ)
 - ② 自動車運転免許証の写し(表裏コピー)
 - ③ 住民票の写し(発行から3カ月以内のもの)
- ※ご提出いただいた書類は返却いたしません。

(2) 提出方法

「10 問い合わせ・応募先」宛てに郵送または持参にてご提出ください。

(3) 応募期間

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)(当日消印有効)

※採用者が決定次第応募を締め切ります。

9 選考方法

(1) 第一次選考(書類選考)

「新発田市地域おこし協力隊応募用紙」による書類選考を行います。第一次選考結果は、提出書類の受理日から7日以内(土・日曜日、祝日を除く)に応募者に文書で通知します。

(2) 第二次選考(面接選考)

第一次選考合格者を対象に、個人面接を行います。

面接選考の日時等の詳細については、第一次選考結果の際に合格者にお知らせします。

※第二次選考のために必要な交通費等は、応募者個人の負担とします。

(3) 新発田市地域おこし協力隊員の決定

第二次選考により、新発田市地域おこし協力隊員候補者を決定します。

第二次選考結果は、面接日から7日以内(土・日曜日、祝日を除く)に第二次選考参加者全員に文書で通知します。

10 問い合わせ・応募先

〒957-8686

新潟県新発田市諏訪町1丁目2番11号

新発田市 観光振興課 観光施設係

TEL : 0254-28-9960 (直通)

FAX : 0254-26-8585

E-Mail : kanko@city.shibata.lg.jp

担当 : 石井・長谷川

新発田市ホームページ

<http://www.city.shibata.lg.jp/>

11 その他

- (1) 本要項に記載の事項で不明な点、記載のない事項で確認したい点等がありましたら、担当までご連絡ください。また、自分が応募条件の地域に該当するかどうか確認したい場合もご連絡ください。
- (2) 応募するにあたり、現地を確認してみたい等の希望がある場合は、個別に対応します。オンラインでの説明会・面接も可能です。お気軽に担当までご連絡ください。